

諮 問 第 8 号  
令和 4 年 8 月 1 日

世田谷区清掃・リサイクル審議会 様

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成 1 1 年 1 2 月世田谷区条例第 5 2 号）に  
基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

諮問事項 世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について

## 1 諮問事項

世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について

## 2 諮問理由

経済のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行に向けた動きが世界的な潮流となりつつある中で、海洋プラスチックごみ問題を契機として、廃プラスチックの資源循環の高度化への取組みが急務となりました。

今後、海洋プラスチック問題や資源・廃棄物制約、温暖化対策等の幅広い課題に対応し、持続可能な社会の実現や次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能な資源に置き換えるとともに、経済性や技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を推進することが求められております。

国は、本年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、区市町村においては、家庭から排出される使用済みプラスチック使用製品の分別収集・再商品化が努力義務となりました。

世田谷区では、現在、プラスチック使用製品の資源化として、ペットボトルの集積所等での回収とともに、資源化ルートが確保されている白色発泡トレイを公共施設でボックス回収し、食品用透明プラスチック容器と色・柄付き発泡トレイについては、回収員手渡し方式で回収しております。

一方、資源化ルートが確保されていないプラスチック類については、可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却により、発電や温水プール等に有効利用するなど熱回収しているところです。

今後、世田谷区においても、国や東京都の取組みなどを踏まえ、更なるプラスチックの資源循環を推進することから、区民・事業者・区の適切な役割分担による、「世田谷区におけるプラスチック資源循環施策について」ご審議いただきたく、ここに諮問するものであります。